

秋田市過疎地域持続的発展 特定市町村計画

(令和3年度～令和8年度)

(令和8年6月変更)

秋 田 県 秋 田 市

目 次

1 基本的な事項

(1) 秋田市の概況	1
(2) 人口および産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	12
(6) 計画の達成状況の評価	12
(7) 計画期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

14

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策

3 産業の振興

16

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 産業振興促進事項
- (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

4 地域における情報化

21

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策

5 交通施設の整備、交通手段の確保

22

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

6 生活環境の整備	24
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進	29
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
8 医療の確保	34
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
9 教育の振興	35
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
10 集落の整備	39
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
11 地域文化の振興等	40
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
12 再生可能エネルギーの利用の推進	41
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
事業計画（令和３年度～令和８年度）過疎地域持続的発展特別事業分	42

1 基本的な事項

(1) 秋田市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、東には秋田杉に覆われた出羽山地、西には夕日の美しい日本海が広がっており、緑豊かな山と川と海に囲まれた自然環境に恵まれた地域です。

明治4年の廃藩置県後、現秋田市は久保田から秋田と改称され、県庁所在地となりました。

明治22年に市制を施行後、6回にわたる町村合併を経て、平成9年4月1日には中核市に移行しました。

平成17年1月1日には、隣接する雄和町と河辺町を秋田市に編入し、旧河辺町の区域を過疎地域とする指定を受けています。

河辺地域は、本市の東部に位置しています。奥羽山脈・出羽丘陵に囲まれ、地域北東部の岩見山・財の神国有林から源を発する岩見川が地域の西部へ貫流し、四ツ小屋地区で雄物川と合流しています。地域の総面積は301.06 k m²で、そのうち森林が256.81 k m² (85.3%) と大部分を占めています。また、地域の北東には全面積の6割を占める国有林があり、三内溪谷や筑紫森などの景勝美が点在しています。

昭和30年3月31日に岩見三内村・和田町・豊島村の3町村が合併し、河辺町となり、市町合併を経て現在に至っています。

本市は、羽越本線と奥羽本線が交わる鉄道の要衝であるほか、北東北を代表する貿易港である秋田港、秋田自動車道と日本海沿岸東北自動車道のジャンクションそして秋田空港を擁しています。陸路・海路・空路の交通結節点が揃うことで、物流面や観光面で更なる発展の可能性を大きく秘めています。

河辺地域においては、大動脈としてJ R奥羽本線と国道13号が地域の南西部を東西に走っているほか、県道5路線、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道（I C含む）などの道路が整備されています。

河辺地域の中心地である和田地区から中心市街地までは、自動車で20～30分、電車で13分と短時間で結ばれています。

本市の産業別就業人口の構成比率をみると、平成17年度では第1次産業が2.8%、第2次産業が17.7%、第3次産業が78.1%、平成27年では、第1次産業が2.1%、第2次産業が16.0%、第3次産業が78.5%となっています。

河辺地域においては、平成17年では第1次産業が13.4%、第2次産業が26.2%、第3次産業が58.5%、平成27年では第1次産業が10.2%、第2次産業が23.4%、第3次産業が61.0%となっており、第1次産業、第2次産業の占める割合が秋田市全体に比べて高くなっています。

第1次産業では、転作田を利用した枝豆等の畑作や果樹・畜産との複合経営を目指していますが、農家は、農業以外の仕事にも従事する兼業農家が大半を占めています。

また、第2次産業については積極的な企業誘致により就業者が増加していますが、第3次産業における就労者の多くは、都市部への通勤勤労者となっています。

イ 過疎の状況

(ア) 人口の動向

河辺地域の人口は、高度経済成長による経済情勢の変化や農業の省力化、兼業化等により都市部への人口流出が著しく、減少の一途をたどっています。また、若年層が就労のため都市部や県外へ恒常的に流出していることや出生率の低下などから高齢化が進んでいます。

(イ) これまでの対策と成果

平成17年1月11日に施行された秋田市への編入合併により、新市建設計画である「緑あふれる新県都プラン」を基本に、「秋田市過疎地域自立促進計画」を策定し、道路交通網や生活環境整備など過疎対策のための施策展開を行ってきました。特に、市道など、積極的に交通体系の整備を図ったほか、公衆無線LAN環境の整備や、小・中学校の施設および設備の改修等を行い、新たな地域づくりと定住の促進を図るため、農業集落排水事業や公共下水道事業の整備を進めてきました。

(ウ) 現在の課題と今後の見通し

急速な高齢化により、かつて経験したことのない長寿社会が到来しています。増加する高齢者に対する適切な福祉施策の展開、そして地域の活力を生むための人口の自然増加、若年層の流出防止のため定住施策、雇用の場の確保などが今後の地域づくりの課題となっています。

地域を活性化し、定住条件を整備するためには、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを進める必要があります。

今後の社会情勢の変化や住民の生活意識の都市化に即応した施策の展開を図るため、都市部や公共交通施設へのアクセス、高規格道路・市道等の道路整備、下水道の普及など快適な住環境整備、少子高齢化に対応した福祉保健対策、農業・観光分野等における産業振興と企業誘致による雇用の場の創出、良質な教育環境の整備と地域文化・生涯スポーツの振興等に積極的に取り組む必要があります。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

(ア) 産業構造の変化

河辺地域の産業構造は、農業から製造業・サービス業にウェイトが移行しています。七曲臨空港工業団地では企業集積が進み、就業の場は部分的には確保されていますが十分なものとはいえず、若年労働者が魅力を感じる就労の場の確保が課題となっています。

(イ) 地域の経済的な立地特性

河辺地域は隣接する秋田空港に加え、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道など高速交通体系が整備されており、また、どの地域からも都市部へ30分以内に到達できる地理的条件と道路網を備えています。

(ロ) 社会経済的発展の方向の概要

産業振興により地域経済を活性化し、雇用とにぎわいを創出することにより都市としての求心力を高め、多様な交流や連携を構築し、県都として周辺圏域の発展を牽引する「豊かで活力に満ちたまち」を目指します。

河辺地域においては、恵まれた自然資源と都市部に近接する地理的優位性を生かし、都市部とのアクセス向上に加え、生活基盤の整備による良好な住居環境を創出し、地域活性化を図ります。

(2) 人口および産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向、今後の見通し

河辺地域の人口は、昭和30年の町村合併時の15,257人をピークに減少を続けてきましたが、昭和55年に減少率が鈍化し、昭和60年には0.3%の増加をみているものの、その後は、微減傾向に推移しており、合併時の平成17年は10,242人、平成27年では8,533人となり、昭和30年と比較すると、60年間で6,724人、44.1%も減少しています。

これは、経済の高度成長とともに労働需要が高まったことで、若年層を中心とした多くの人々が都市部へと流出し、地域内での生産人口と出生数を低下させたことによるものと考えられます。平成22年と平成27年の国勢調査による人口を比較すると、減少率は9.0%となっており、年齢別人口を見ると、国勢調査による年少人口（0歳～14歳）は平成22年で914人、平成27年で781人、生産年齢人口（15歳～64歳）は平成22年で5,359人、平成27年で4,516人、老年人口（65歳以上）は平成22年で3,097人、高齢化の進行により平成27年で3,199人、と少子高齢化の状況が続いています。今後は、地域特性を生かすための環境基盤の整備や定住促進と魅力ある新たな地域づくりを重点的に推進し、若年層の定住による生産年齢人口の増加を図ることが急務となっています。

表 1－1 (1) 人口の推移(国勢調査)

【河辺地域分】

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,712		人 13,475	% △8.4	人 12,400	% △8.0	人 11,559	% △6.8	人 11,401	% △1.4
0歳～14歳	5,488		4,334	△21.0	3,091	△28.7	2,381	△23.0	2,121	△10.9
15歳～64歳	8,649		8,468	△2.1	8,460	△0.1	8,157	△3.6	8,025	△1.6
うち 15歳～ 29歳(a)	3,454		2,853	△17.4	2,906	1.9	2,738	△5.8	2,510	△8.3
65歳以上(b)	575		673	17.0	849	26.2	1,021	20.3	1,255	22.9
(a)/総数 若年者比率	23.5%		21.2%	-	23.4%	-	23.7%	-	22.0%	-
(b)/総数 高齢者比率	3.9%		5.0%	-	6.8%	-	8.8%	-	11.0%	-

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,432	% 0.3	人 11,152	% △2.4	人 10,906	% △2.2	人 10,669	% △2.2	人 10,242	% △4.0
0歳～14歳	2,086	△1.7	1,857	△11.0	1,589	△14.4	1,346	△15.3	1,127	△16.3
15歳～64歳	7,844	△2.3	7,351	△6.3	6,823	△7.2	6,398	△6.2	6,020	△5.9
うち 15歳～ 29歳(a)	2,029	△19.2	1,704	△16.0	1,601	△6.0	1,640	2.4	1,463	△10.8
65歳以上(b)	1,502	19.7	1,944	29.4	2,494	28.3	2,925	17.3	3,095	5.8
(a)/総数 若年者比率	17.7%	-	15.3%	-	14.7%	-	15.4%	-	14.3%	-
(b)/総数 高齢者比率	13.1%	-	17.4%	-	22.9%	-	27.4%	-	30.2%	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 9,374	% △8.5	人 8,533	% △9.0
0歳～14歳	914	△18.9	781	△14.6
15歳～64歳	5,359	△11.0	4,516	△15.7
うち 15歳～ 29歳(a)	1,101	△24.7	846	△23.2
65歳以上(b)	3,097	0.1	3,199	3.3
(a)/総数 若年者比率	11.7%	-	9.9%	-
(b)/総数 高齢者比率	33.0%	-	37.5%	-

【秋田市全体分】

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 229,933		人 240,306	% 4.5	人 257,532	% 7.2	人 281,408	% 9.3	人 304,823	% 8.3
0歳～14歳	72,467		63,345	△12.6	60,068	△5.2	63,636	5.9	66,598	4.7
15歳～64歳	148,718		166,143	11.7	183,283	10.3	199,351	8.8	214,643	7.7
うち 15歳～ 29歳(a)	63,983		68,246	6.7	72,353	6.0	74,585	3.1	71,560	△4.1
65歳以上(b)	8,748		10,818	23.7	14,181	31.1	18,411	29.8	23,526	27.8
(a)/総数 若年者比率	27.8%		28.4%	-	28.1%	-	26.5%	-	23.5%	-
(b)/総数 高齢者比率	3.8%		4.5%	-	5.5%	-	6.5%	-	7.7%	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 316,550	% 3.8	人 322,698	% 1.9	人 331,597	% 2.8	人 336,646	% 1.5	人 333,109	% △1.1
0歳～14歳	65,344	△1.9	58,938	△9.8	53,023	△10.0	47,991	△9.5	43,879	△8.6
15歳～64歳	221,705	3.3	225,504	1.7	228,977	1.5	227,785	△0.5	218,498	△4.1
うち 15歳～ 29歳(a)	66,615	△6.9	65,969	△1.0	68,011	3.1	67,332	△1.0	57,420	△14.7
65歳以上(b)	29,433	25.1	37,955	29.0	49,470	30.3	60,789	22.9	70,371	15.8
(a)/総数 若年者比率	21.0%	-	20.4%	-	20.5%	-	20.0%	-	17.2%	-
(b)/総数 高齢者比率	9.3%	-	11.8%	-	14.9%	-	18.1%	-	21.1%	-

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 323,600	% △2.9	人 315,814	% △2.4	人 307,885	% △2.5
0歳～14歳	39,574	△9.8	34,916	△11.8	※2020年国勢 調査速報値	
15歳～64歳	205,301	△6.0	186,207	△9.3		
うち 15歳～ 29歳(a)	47,514	△17.3	41,727	△12.2		
65歳以上(b)	77,625	10.3	88,713	14.3		
(a)/総数 若年者比率	14.7%	-	13.2%	-		
(b)/総数 高齢者比率	24.0%	-	28.1%	-		

表 1－1 (2) 人口の見通し

【秋田市全体分】

区分	令和 7 年 (2025年)	令和12年 (2030年)		令和17年 (2035年)		令和22年 (2040年)		令和27年 (2045年)	
	推計値	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率
総数	人 295, 667	人 284, 630	% △3. 7	人 273, 227	% △4. 0	人 260, 987	% △4. 5	人 249, 039	% △4. 6

秋田市人口ビジョンより

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

河辺地域では、旧来より農業を基幹産業として位置づけ、その振興を図ってきたところですが、社会経済情勢の変化により、就業構造は大きく変化しました。

昭和35年には、第 1 次産業74.1%、第 2 次産業8.1%、第 3 次産業17.8%であった就業構造は、平成27年には、第 1 次産業10.2%、第 2 次産業23.4%、第 3 次産業61.0%と、第 1 次産業が著しく落ち込み、第 3 次産業が大幅に増加しています。

第 1 次産業就業人口の減少は、作業の機械化による省力化や兼業化が進んだほか、近年では高齢化の進行による離農が増加していることなどによるものです。

第 2 次産業の増加は、工業団地の造成による先端技術産業の集積や電気機械・木材等といった製造業の企業立地によるところが大きく、第 3 次産業の増加は、サービス業の増加と都市部等への通勤者の増大によるものです。

就業構造は、将来的に現在と同様の状態で推移するものと見込まれます。

表 1－1 (3) 産業別人口の動向(国勢調査)

【河辺地域分】

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,297		人 6,562	% △10.1	人 6,510	% △0.8	人 6,079	% △6.6	人 6,149	% 1.2
第一次産業 就業人口比率	74.1%		66.4%	-	57.4%	-	43.9%	-	30.5%	-
第二次産業 就業人口比率	8.1%		12.0%	-	15.7%	-	21.8%	-	29.5%	-
第三次産業 就業人口比率	17.8%		21.5%	-	26.8%	-	34.2%	-	40.0%	-

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,874	% △4.5	人 5,789	% △1.4	人 5,633	% △2.7	人 5,208	% △7.5	人 5,070	% △2.6
第一次産業 就業人口比率	26.7%	-	21.2%	-	14.8%	-	11.1%	-	13.4%	-
第二次産業 就業人口比率	27.9%	-	33.8%	-	34.7%	-	32.7%	-	26.2%	-
第三次産業 就業人口比率	45.4%	-	44.8%	-	50.1%	-	56.1%	-	58.5%	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,476	% △11.7	人 4,051	% △9.5
第一次産業 就業人口比率	9.1%	-	10.2%	-
第二次産業 就業人口比率	22.6%	-	23.4%	-
第三次産業 就業人口比率	59.6%	-	61.0%	-

【秋田市全体分】

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 97,445		人 106,284	% 9.1	人 123,504	% 16.2	人 131,810	% 6.7	人 142,365	% 8.0
第一次産業 就業人口比率	29.8%		22.5%	-	16.9%	-	11.4%	-	7.2%	-
第二次産業 就業人口比率	19.5%		20.5%	-	20.7%	-	21.4%	-	21.7%	-
第三次産業 就業人口比率	50.6%		57.0%	-	62.3%	-	67.0%	-	71.0%	-

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 145,338	% 2.1	人 151,289	% 4.1	人 160,506	% 6.1	人 161,779	% 0.8	人 154,424	% △4.5
第一次産業 就業人口比率	6.5%	-	5.0%	-	3.5%	-	2.6%	-	2.8%	-
第二次産業 就業人口比率	20.8%	-	21.9%	-	22.0%	-	21.1%	-	17.7%	-
第三次産業 就業人口比率	72.4%	-	72.9%	-	74.1%	-	75.9%	-	78.1%	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 147,018	% △4.8	人 140,707	% △4.3
第一次産業 就業人口比率	2.1%	-	2.1%	-
第二次産業 就業人口比率	16.0%	-	16.0%	-
第三次産業 就業人口比率	77.9%	-	78.5%	-

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本市では、平成17年1月11日の市町合併を機に行政組織を再編し、地理的、歴史的なつながりなどを基にした7つの地域に分け、各地域に市民サービスセンターを設置しています。

また、住民自治意識の啓発や自治活動の促進等を行う、地域住民の地域づくりの主体となる住民自治組織を設立し、地域住民による主体的な地域の課題解決や、地域の活性化に向けた取組を進めております。

イ 財政の状況

本市の令和元年度普通会計決算の歳入は約1,376億円で、平成27年度と比較して、地方交付税の減等により、約26億円の減（△1.9%）となりました。

また、歳出は、義務的経費が増となる一方、投資的経費の減により、約32億円減（△2.3%）の約1,348億円となっています。

今後、歳入は人口減少や地価下落の影響で全体として減少し、歳出は措置費が増加傾向にあるものの、大規模事業の減少も見込まれることから、全体として減少していくものと推計しています。

今後の財政運営にあたっては、歳入の確保はもとより、すべての経費にわたり徹底した精査を行うなど、歳入規模に見合った歳出構造を堅持していく必要があります。その上で、市債残高の縮減や基金残高の確保を図りながら、市民サービスの向上と財政健全性の維持に努めていく必要があります。

表 1－2 (1) 市町村財政の状況

【秋田市全体分】

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	127,962,162	140,195,658	137,573,901
一般財源	73,487,180	73,972,916	72,219,722
国庫支出金	20,053,690	21,222,412	23,262,451
県支出金	7,601,100	8,677,248	9,661,518
地方債	12,899,100	14,541,200	11,387,600
うち過疎債	27,300	24,100	210,000
その他	13,921,092	21,781,882	21,042,610
歳出総額B	126,022,350	138,023,659	134,804,136
義務的経費	65,213,876	67,610,870	70,133,147
投資的経費	17,755,393	22,407,891	14,389,853
うち普通建設事業	17,644,033	22,353,527	13,673,569
その他	43,053,081	48,004,898	50,281,136
過疎対策事業費	40,944	24,159	275,465
歳入歳出差引額C (A－B)	1,939,812	2,171,999	2,769,765
翌年度へ繰越すべき財源D	663,833	451,619	1,047,884
実質収支 C－D	1,275,979	1,720,380	1,721,881
財 政 力 指 数	0.648	0.646	0.669
公 債 費 負 担 比 率	17.8	17.4	16.4
実 質 公 債 費 比 率	13.4	11.5	9.3
起 債 制 限 比 率	－	－	－
経 常 収 支 比 率	92.0	89.1	91.9
将 来 負 担 比 率	113.4	91.2	72.2
地 方 債 現 在 高	142,626,730	142,086,003	135,991,679

ウ 施設整備水準等の現況と動向

河辺地域においては、道路整備を社会経済活動の活性化のため最も重要な施策と位置づけ、積極的に取り組んできました。今後も、生活路線の整備や高速交通体系に対応した路線の整備、また冬期間の交通確保のため除排雪体制の充実に努める必要があります。

また、一部未供用となっている日本海沿岸東北自動車道の全線開通や国道13号の4車線化の早期完成も望まれます。

水道施設は、未給水区域の解消を目的に整備を進めてきた結果、ほぼ100%の普及率となっていますが、今後は、施設の機能維持のため、老朽化した施設の更新を図る必要があります。

下水道施設は、公共下水道や農業集落排水施設等の整備により90%を超える普及率となっていますが、今後は、未整備地区の整備と併せ、老朽化した施設の更新や施設統廃合を計画的に進めていく必要があります。

福祉施設は、福祉・保健・医療を一体的に推進するための河辺総合福祉交流センターを平成11年から運用しているほか、高齢者福祉のため、デイサービスセンターを開設しています。

保育所は平成20年度に岩見三内保育所を改築したほか、平成22年度に戸島保育所と河辺中央保育所を統合し、河辺保育所を新築しています。

小・中学校は、老朽化に伴い岩見三内小学校を岩見三内中学校敷地内に移転改築したほか、旧赤平小学校と統合した河辺小学校および岩見三内中学校の大規模改造工事の実施により、地域内の全ての学校で耐震化が完了となっています。今後は、教育環境の機能向上や長寿命化を図るための改修を計画的に進めていく必要があります。

地域住民の交流促進の場として河辺岩見温泉交流センター、観光・レクリエーション施設は県の健康増進施設ユフォーレが整備されており、これらを有効に活用し、地域の活性化を推進する必要があります。

直接的に人口の増加につながる住宅整備については、公営住宅等の整備に加え宅地造成を行ってきました。今後は、和田駅周辺の市街化区域において民間主導による宅地開発を促進する必要があります。

医療施設は、病院・医院等が4か所（うち歯科1か所）開業しています。さらに、総合病院や専門医院の集積する都市部へは30分以内で到達することができます。

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

【秋田市全体分】

区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)			81.8	83.8	84.3
舗装率 (%)			86.4	89.2	89.8
農道					
延長 (m)			56,391	48,232	50,403
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)			62.2	99.0	－
林道					
延長 (m)			143,157	143,659	141,302
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)			5.0	5.0	－
水道普及率 (%)			99.6	99.3	99.4
水洗化率 (%)			67.1	83.5	90.2
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)			1.6	1.4	－

※データがない箇所は－としています。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

河辺地域の持続的発展に向けての基本方針は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の規定に基づき策定した「秋田市過疎地域自立促進計画（平成28年度～令和2年度）」を継承しつつ、「第14次秋田市総合計画」が掲げる将来都市像の実現に向けて積極的な施策の展開を図ります。

【将来都市像】

- 1 豊かで活力に満ちたまち
- 2 緑あふれる環境を備えた快適なまち
- 3 健康で安全安心に暮らせるまち
- 4 家族と地域が支えあう元気なまち
- 5 人と文化をはぐくむ誇れるまち

新型コロナウイルス感染症の影響が社会の在り方を大きく変えている中、過疎対策を推進するにあたっては、道路施設や上下水道施設の整備などのこれまでの取組に加えて、シティプロモーション活動による移住・定住の促進や、農山村資源の活用による産業の振興などに取り組む必要があります。

引き続き、「河辺の郷自治協議会」などの地域団体と行政が役割分担し、人口減少や少子高齢化など様々な課題の解決に向けた取組を推進し、持続可能な地域

社会の実現を目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関する目標

	令和2年	令和7年	令和8年
本市人口	※1 304,031人	※2 295,667人	
河辺地域人口	7,740人	※3 7,527人	※4 7,470人

※1 令和2年10月1日現在秋田市情報統計課推計値

※2 秋田市人口ビジョン改訂時（令和3年3月）推計値

※3、※4 本市の人口減少率から算出した値

(6) 計画の達成状況の評価

計画の達成状況については、PDCAサイクルにより評価を行うこととし、年度毎に、河辺地域の町内会や各団体等で構成する住民自治協議会へ本計画の達成状況について説明を行い、住民意見を活用し、必要に応じて施策等の内容を見直ししながら計画の推進を図ります。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とします。

なお、令和8年度の計画は、令和8年度からの秋田県方針の策定を踏まえ、必要な変更を加えます。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

秋田市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設等の維持管理について整合性を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進し、地域の持続的発展を目指します。

また、本計画に記載した全ての公共施設等の整備は秋田市公共施設等総合管理計画に適合します。

公共施設等マネジメント基本方針

計画的な維持保全

確実な点検、適宜な保守および計画的な修繕、改修を行うことで、事故の防止や機能の維持に努めるとともに、公共施設等の長寿命化を目指します。

効率的な施設運営

公共施設等の統廃合や複合化などによる保有量の見直しや、長寿命化などによる投資的経費の削減とともに、PPP／PFIなどの民間活力導入による効率化を図ることで、財政負担の軽減を目指します。

適切な施設サービス

市民ニーズの変化に合わせた適切なサービスを提供するために、ユニバーサルデザイン導入や防災機能強化などの質の見直しとともに、複合化や統廃合を含めた施設の再編などを検討することで、サービスの最適化を目指します。

【秋田市公共施設等総合管理計画より】

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

移住・定住促進の取組により、本市への移住者数は年々増加しているものの、依然として、高校、大学等の卒業に伴う進学・就職による転出が社会減の大きな要因となっており、若者の地元定着やふるさと回帰が課題となっています。

自然に恵まれた土地、ゆとりある生活への志向、環境意識の高まり等を背景にして、都市住民の地方移住への関心が高まっており、県外からの移住を増やす取組を加速させる必要があります。

移住希望者を呼び込み、受け入れるためには、自らの住む地域に誇りや愛着をもった市民を増やすことが重要となっており、令和2年度に「秋田市シティプロモーション基本方針」を策定しました。行政と市民が一体となって様々な活動を行うなかで、市民だけでなく、市外の方から「秋田市を好きになってもらう」ため、魅力的、効果的、積極的な情報発信に努めます。

人口減少・少子高齢化の進行により、市の周辺部を中心に地域づくりの担い手となる人材が不足し、伝統文化の継承や伝統行事の継続、コミュニティの維持などが困難となることが懸念されることから、地方に残された自然や様々な習俗に関心を持ち、自発的に地域のにぎわいづくりに貢献したいという関心層を地域の担い手として確保することにより、地域住民との交流が新たな発見や価値を生み、地域経済の発展につながることを期待できます。

また、地域への関心や地域との関わりを深める中で築いた関係が、地方移住を決めるきっかけとなることが多く、移住の裾野拡大の観点からも、継続的に本市の住民や地域と多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図る取組を進める必要があります。

(2) その対策

都市の便利さと豊かな自然が程よく調和したまちという本市の魅力を市内外へ戦略的にPRするとともに、その良さを実際に体験してもらうための取組を強化します。また、進学、就職等で転出した本市出身者のUターンや、市内の大学への進学等をきっかけに転入した若者の定着も含め、県外からの移住者を積極的に受け入れ、定着につなげられる環境の整備に引き続き努めます。

加えて、都市住民の意識・行動の変化に応じた施策により、移住のさらなる促進に努めます。

本市とのつながりのある方はもとより、ゆかりのない方にも、本市の認知度を

高め関心を持ってもらうための事業に取り組みながら、本市の豊かな自然や文化、教育環境などを活用した体験活動の機会を提供し、本市と多様な形でつながりを持つ市外居住者の増加を目指します。

河辺地域の式田町内会は、秋田市シティプロモーションモデル事業のモデル地区のひとつに選出され、地区住民が、「持続可能な地区とするために」、そして何よりも「自らが幸せに暮らすことができるように」、行政および他団体とのつながりを構築していくことで、課題を解決しながら、魅力ある地域をつくりだし、当該地区住民が自信をもって、「ここで一緒にくらそう」と発信出来るようになることを目指しています。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

河辺地域の農業は水稻を基幹とし、その他に野菜・畜産・果樹・花きなどの経営が行われています。近年、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、主食用米の過剰生産を要因とした米価の下落や経済のグローバル化等は、農家の経営に深刻な影響を与えています。

また、若年層を中心とした農業離れや就業者の高齢化が急速に進んでおり、生産活動の停滞や農地の荒廃が懸念されています。

一方で、生鮮野菜や加工食品等の輸入農産物は、国内消費に一定の地位を占め、近年では有機農産物の輸入量も増加傾向にあるなど、農業の国際化が着実に進行しつつあります。

こうした状況の中で、特色のある農林水産業を持続的に発展させていくためには、市場や消費者などの多様なニーズに的確に対応できる生産・供給体制を構築することがますます重要となっています。

とりわけ、基幹作物である水稻については、極めて厳しい状況に直面していることから、意欲的な農業者が展望をもって取り組んでいけるよう、園芸作物との複合経営などにより、経営基盤の安定化を図ることが急務となっています。

安定生産や低コスト化の基礎となる農業生産基盤の整備では、農地の大区画化を図るほ場整備と担い手への農地集積を一体的に推進するとともに、経営の大規模化を促進するため、経営感覚に優れた担い手や農業生産法人等を育成する必要があります。

さらに、農村集落を魅力的な空間、定住社会としていくため、農村生活環境整備を継続的に推進するほか、都市と農村の交流や地域資源を活用した起業、地場産品を活用した6次産業化、地産地消等の取組を促進する必要があります。

林業振興については、間伐の促進による良質材生産に重点を置きながら、林道、作業道等の整備により生産性の高い森林を造成していくことが課題となっています。近年は森林に対する保健休養、森林レクリエーション、自然観察や野外体験の場としての需要が高まっていることから、自然環境と調和した施設等の整備も求められています。

イ 商工業

河辺地域の商業は、店舗数、従業員数ともに年々減少傾向にあります。食料品販売が全体の約半分を占め、ほとんどが零細な個人経営であり、販売量およ

び販売額ともその拡大は困難な状況にあります。また、経営者の高齢化や後継者不足などの内部課題もあります。

近年の道路網の整備と交通機関の発達により都市部への通勤・通学が日常化し、それに伴い購買力もまた都市部に向かい、河辺地域の商業にとっては厳しい経営環境となっています。

また、河辺地域の近隣には大型店舗が進出しており、今後はますます地域内の消費が低下していくことが予想されます。これからは時代とともに変化する消費者ニーズに即応した商業地づくりを目指す事業活動への支援策が必要となります。

河辺地域の工業については、従来からの製材業等に加え、昭和40年代から始まった企業誘致によって地域内に進出した工場、そして60年代に豊島地区に造成された七曲臨空港工業団地への誘致企業により成長してきました。

七曲臨空港工業団地は、高速交通体系の整備された河辺地域の中心部にあることから、今後とも先端技術産業の集積を中心としながら、一方では誘致企業の業種を拡大するなどの方策を検討し、雇用機会の拡大や地元経済の活性化を目標に、雇用吸収力や経済的・技術的波及効果の高い企業の誘致活動を展開する必要があります。

ウ 観 光

河辺地域における観光については、太平山県立自然公園をはじめ、岨谷峡やへそ公園、殿渕、伏伸の滝、さらには三内溪谷や河北湖（岩見ダム）等、豊かな自然資源をアピールしながら、春は桜、夏は清流、秋は紅葉、冬は雪を生かし、四季折々にその季節にあったイベントを開催し、誘客に努めてきました。

近年は、公園等に付帯する未利用となった施設の老朽化が進み倒壊の危険があることに加え、当該施設にクマが住み着く等の危険性もあることから、観光客の安全・安心の確保が課題となっています。

また、秋田新幹線、秋田自動車道の開通、日本海沿岸東北自動車道および秋田中央広域農道の供用など、交通体系の整備が進み、さらに秋田空港へのアクセスの利便性をも含めた交通の要衝としての優位性を十分に生かした観光振興が最重要課題となっています。

(2) その対策

ア 農林水産業

(ア) 水田農業経営に意欲的に取り組めるよう、用排水路整備事業およびほ場整備事業を推進するとともに、担い手育成や経営の規模拡大等を促進します。

(イ) 地域の特性にあった戦略作目の産地化と市場、消費者ニーズに対応できる

- 生産体制を構築するため、畑作、園芸関連の機械・施設の整備を促進します。
- (ウ) 農林水産資源等の地域資源を活かした6次産業化に向けた取組の促進などにより優良地場産品を創出し、食の安全性を確保した生産・流通・販売体制の構築に努め、都市と農村の交流を図るとともに、交流人口、関係人口の増加に努めます。
 - (エ) 林道、作業道等の整備を進め、生産性の高い森林の造成や間伐を促進して良質材の生産を推進するとともに、林業従事者の確保・育成や林業振興を支援します。
 - (オ) 岩見川漁業協同組合等で行っているアユ・ヤマメなどの放流事業を支援し、内水面漁業の振興に努めます。

イ 商工業

- (ア) 行政・商工会・商工業者が一体となって経営の合理化を促進し、経営基盤の強化に努めながら、経営者の意識改革と経営体質の改善を図り、事業活動の活性化を推進します。
- (イ) 将来動向を踏まえた情報通信、高度技術の導入や生産技術・体制の確立、成長分野への進出、モノづくりを担う人材育成など雇用機会の拡大について支援します。
- (ウ) 顧客ニーズの変化に応じた新たな商品・サービスの提供や、インターネットなどを利用した販路拡大に積極的にチャレンジするなど、他店と差別化した個々の店舗の魅力を向上し、競争力を強化する必要がある、商業者の積極的なチャレンジを促進します。
- (エ) 県および東京事務所等の県外事務所との連携を強化しながら、秋田空港・秋田自動車道秋田南IC・日本海沿岸東北自動車道秋田空港ICの近接地である七曲臨空港工業団地への企業誘致を積極的に推進するとともに、工業団地の環境整備や企業の新增設等に対する各種助成などの支援をとおして、雇用機会の拡大を図ります。

ウ 観光

岩見三内地区においては、農山村資源等を活かし、参加・体験・交流をより深化した取組のもと、民間事業者との連携を図るなど、本市を訪れた人との関わりを継続した、一時の観光にとどまらない新たな需要の開拓に努めるとともに、新たな観光コンテンツや中長期滞在などの観光メニューの創出等を促進し、交流人口、関係人口の増加を図ります。

また、観光客の安全・安心を確保するため、老朽化等により未利用となっており、利活用が見込めない施設等について、解体撤去を進めます。

エ 他市町村との連携

本計画における産業振興すべき業種全般において、周辺自治体との連携に努めます。

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～8年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(9)観光またはレ クリエーション	鵜養緑地広場周辺環境整備	市	
		へそ公園周辺環境整備	市	
		岨谷峡周辺環境整備	市	
		鵜養地区周辺整備	市	
		岩見生活環境保全林整備	市	
	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 その他	へそ公園管理棟等解体撤去事業 ①具体的な事業内容 老朽化により未利用となっており、利活用が見込めないへそ公園管理棟、炊事棟および見晴台の解体撤去を進める。 ②事業の必要性 老朽化した当該施設について、倒壊の危険性を解消するとともに、クマ被害を予防することにより、利用者が安全に安心して利用できる環境を整備する必要がある。 ③事業効果等 老朽化により利活用の見込めない施設を解体撤去し、利用者の不安を解消することは、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。	市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧河辺町の区域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館 業	令和３年４月１日～ 令和９年３月３１日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

秋田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

築後30年以上経過した建物もあり、機器の故障等不測の事態に対応する機会が増えていることから、設備の使用状況を踏まえて更新を更に進めていく必要があるほか、施設内各箇所の老朽度に応じた適切な改修が必要である。

【秋田市公共施設等総合管理計画より】

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

パソコン、スマートフォン、タブレット端末などの普及に伴い、インターネットを中心にＩＣＴが急速に進展し、快適で便利な市民生活を送る上で、その重要性が高まっています。

河辺地域の情報化は、時間的、距離的な制約を克服し、住民サービスの向上および地域の振興を図る上でも必要不可欠なものです。一方、セキュリティの確保や情報通信環境に格差が生じている地域や市民もいることが課題になっています。

(2) その対策

新しいデジタル技術の導入・普及を促進し、より快適で便利な市民生活を目指すとともに、行政の各分野においてもＩＣＴの積極的な導入と最適化を行い、行政手続のデジタル化を推進します。

また、セキュリティの確保に十分留意した上で、ＩＣＴの活用を図るとともに、情報通信環境の格差縮小に努めます。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道 路

国道13号は、河辺地域を横断して各主要地方道にアクセスしており、産業・経済はもとより、文化面の交流にも重要な基幹道路です。近年交通量が増大し、特に朝夕の通勤時や休日の帰宅時の混雑が甚だしく、渋滞緩和等のため4車線化の早期実現が急務となっています。

国では、神内～古野間を「河辺拡幅」として事業実施中ですが、平成25年度までに和田～古野間が供用済みとなっており、さらなる事業推進が望まれています。

県道は、主要地方道3路線（秋田北野田線、秋田御所野雄和線、秋田岩見船岡線）、一般県道2路線（河辺阿仁線、和田停車場線）が通っており、その交通量は年々増加傾向にあります。県道の整備は段階的に進められていますが、未だに道幅が狭い上にカーブの多い箇所もあり、バイパスの整備や局部改良等の早急な安全確保が望まれています。

市道については、病院等の医療施設への良好なアクセスを保ちながら、非常時の物資輸送などの活動を支える道として道路ネットワークの構築が図られるよう、高速交通体系にも対応した路線の整備や集落内道路の生活路線としての整備も重要となります。

また、冬期の積雪・凍結による交通への影響を低減させるために、市民、委託業者と行政が連携し除排雪の強化にも努めていく必要があります。

イ 交 通

河辺地域内では、バス路線の廃止に伴う代替交通としてマイタウン・バスが運行されています。公共交通は、日常生活に必要不可欠な移動手段であり、超高齢社会を迎えるなか、日常の買い物や通院に不自由する高齢者が増加することが予想されていることから、移動手段の検討が必要となっています。

(2) その対策

ア 道 路

(ア) 市道については、幹線道路へアクセスする主要な道路と、災害時において避難路となる生活道路の整備を最重点にしながら、既存舗装道の維持・補修の実施等により、適切に管理を行います。

- (イ) 冬期間の安全通行の確保については、老朽化した除雪機械等を計画的に更新しながら、除排雪体制の充実に努めます。
- (ウ) 高規格道路、国道、県道等については、整備促進が図られるよう、各種期成同盟会等を通じて、その事業主体である関係機関に働きかけます。

イ 交 通

マイタウン・バス利用者の利便性向上に努めるとともに、地域の実情に即した運行形態を検討します。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～８年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	市道和田本町線 舗装改良工事 L = 1, 000m	市	
		市道駅前線 舗装改良工事 L = 200m	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

秋田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

市民の生活環境確保のため、都心部や地域および交通拠点を効率的に連結する道路ネットワークと生活道路網を整備してきた。現在は大規模な整備は想定していないが、高齢化が進む実情から道路や歩道の安全性の向上・バリアフリー化や、都市災害の防止と歩行空間確保のための電柱移設、電線の埋設等の機能改善を計画的に行っている。

また、降雪期の良好な交通網確保のために融雪施設を設置するほか、市民との協働による除排雪も併せて推し進め、効率的に冬期交通網の確保を行うとともに、秋田市街路樹愛護会の活動や市民からの異常に関する通報など、市民の協力を仰ぎ、役割分担を行いながら、道路の安全確保に努めている。

【秋田市公共施設等総合管理計画より】

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

河辺地域の水道事業は、昭和33年に創設され、その後未給水地区の解消を目的に整備を進めてきました。平成17年の市町合併時には、和田地区、南部地区および岩見三内地区の3つの簡易水道を運営していましたが、平成19年に秋田市水道事業へ経営統合しました。平成25年には、旧簡易水道から引き継いだ和田、松渕、俄沢の3つの浄水場のうち、ろ過施設を備えていない和田浄水場の機能を廃止して松渕浄水場からの給水に切り替えるなど、良質な水の安定した供給を効率的に行うよう改善しました。

今後は、将来にわたりより安全な水の安定供給が可能となるよう、老朽化した施設の更新や耐震化を図る必要があります。

イ 下水道

下水道（公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業）は、快適な日常生活に欠くことのできない施設であり、公衆衛生の向上や河川等の水質保全に大きな役割を果たしています。

河辺地域における下水道による污水处理人口普及率は、令和元年度末現在94.8%となっていますが、未整備地区については、社会情勢の変化を踏まえ、その地域にもっとも適した手法により整備を進める必要があります。

また、老朽化した施設の更新にあたっても、同様に、経済性や効率性を考慮した対応が必要になります。

ウ 廃棄物処理

本市では一般廃棄物処理計画を策定し、平成17年1月の市町合併後は市全域を対象として、ごみ減量と適正処理に取り組んでいます。こうした中、市民・事業者とも適切な役割分担のもと、持続可能な循環型社会の構築を目指し、ごみ減量のための施策である3R（リデュース・リユース・リサイクル）を継続しながら、より優先順位の高い2R（リデュース、リユース）を推進する必要があります。

エ 消防・救急

河辺地域には、秋田南消防署河辺分署が設置され、消防団との連携により、自治体消防体制を構成しています。

近年では消防団員の高齢化が進むとともに、地域外へ勤務する住民が増加したことなどにより、災害時の消防団の動員体制に新たな課題が生じてきています。

また、家庭内における様々な火気使用器具の普及や新素材住宅の建築の増加によって火災の態様が複雑・多様化してきており、これらに対応するため消防水利を含む消防力の強化が必要となっています。

あわせて、近年増加している山岳等での事故等について、救助活動を迅速かつ安全に行うための知識・技術の習得および専門の車両、資機材の整備を図ってきたところです。

救急出動体制については、急病などの件数が年々増加しており、こうした傾向は今後も続くものと予想されることから、救急医療への即応性や救急救命士の養成が課題となっています。また、住民の救急業務に対するニーズに的確に応えるため、住民に対する心肺蘇生法等応急手当方法の普及・啓発活動も重要となります。

河辺地域には、地形上から急傾斜地、土石流危険渓流など潜在的災害危険箇所が多く、さらに国有林の伐採等により、集中豪雨時には洪水や土砂くずれ等が発生する危険性が極めて高い状況にあります。そのため、近年頻発した広域大規模災害を教訓とした初動体制の確立、避難路の確保、避難生活に必要な物資等の備蓄、ライフライン機能の安全性の確保等、秋田市地域防災計画を基に、あらゆる自然災害から住民の生命と財産を守る防災体制の整備が求められています。

オ 住 宅

住宅については、企業誘致による工場立地に伴い、これまで公営住宅等の建設、雇用促進住宅の誘致を図ってきたところです。

今後は、秋田市宅地開発に関する条例に基づき、良好な住宅環境を整備するため、計画的な宅地開発を指導する必要があります。

高齢化社会の進展に伴い、バリアフリー化等住みやすく安全な住宅づくりが求められるとともに、日本海中部地震や東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくり対策も重要になっています。

(2) その対策

ア 水 道

良質な水を安定的に供給していくために、将来の水需要を見極めながら、老朽化した施設の更新等を実施していきます。

イ 下水道

公共下水道事業については、事業計画区域内の整備を推進します。その他の

区域については、農業集落排水事業や個別排水処理事業も活用しながら、地域の特性に応じた手法により整備を進めます。

また、老朽化した施設の更新を計画的に実施するとともに、農業集落排水処理施設については、経済性および効率性を考慮し、施設の統合や公共下水道施設への編入を計画的に実施していきます。

ウ 廃棄物処理

持続可能な循環型社会の形成を推進するため、市民一人ひとりがごみの発生を抑制（リデュース）し、繰り返し使うこと（リユース）を第一に考えるライフスタイルへと変革を促す取組を進めます。

また、事業者が生産・流通・販売等の各段階で、ごみの発生を自ら抑制し、減量・リサイクル活動を推進できるよう助言・指導等を実施していきます。

エ 消防・救急

(ア) 住民への消防団活動に対する認識を深め、団員の確保に努めるほか、装備や情報通信体制の充実強化と、耐用年数に達する消防自動車、小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車を更新し、活動拠点の整備を図ります。

(イ) 消防車両については、老朽化した車両を計画的に更新し、災害時の機動性を確保します。

(ロ) 消防水利については、消火栓等の適正な維持管理に努めます。

(ハ) 消防施設については、計画的に整備を行い、災害対応力の充実強化に努めます。

(ニ) 災害発生時等の情報収集・提供等を迅速、確実に行うとともに、通信施設の適切な維持管理に努めます。

(ホ) 救急体制の充実を図るため、救急医療機関との協力体制を強化します。また、救急自動車を更新整備し、救急救命士の養成や救急資機材の整備を図るなど、救急業務の高度化を推進するとともに、住民向けに応急手当普及講習会を積極的に開催します。

(ヘ) 本市の地域防災計画や災害時要援護者の避難支援プランに基づき、災害時を想定した防災訓練、自主防災組織の育成や要援護者避難支援など、行政・関係機関・地域が一体となって地域防災を支える体制づくりに取り組みます。

(コ) 山岳等での事故等における救助活動を、迅速かつ安全に行うため、山岳救助車両および専門の資機材を整備します。

オ 住 宅

(ア) 宅地開発と建物の建設に対して、計画的に周辺と調和するよう指導するとともに、良好な生活環境の形成に努めます。

(イ) 高齢化社会に対応したバリアフリー等の構造・設備を備えた高齢者にやさしい住宅や災害に強い住宅の普及促進に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(2) 下水処理施設 公共下水道 農村集落排水施 設	公共下水道事業・農業集落排水施設の再編	市	
		農業集落排水処理施設の再編	市	
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ5台	市	
		小型動力ポンプ積載用自動車5台	市	
		消防器具格納庫新築	市	
		救急自動車1台	市	
		高度救命資機材一式	市	
		気道管理用資機材一式	市	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 防災・防犯	消防器具格納庫解体5棟（上三内地区、東地区、新川地区、曾場台地区、戸島地区） ①具体的な事業内容 施設の統合により廃止となる格納庫5棟の解体工事を行う。 ②事業の必要性 老朽化が著しく、防災上の観点から適切に解体する必要がある。 ③事業効果等 老朽化した施設の統廃合により、効率的な施設運用と地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境の確保、付近の景観の保全が図られるなど、将来にわたり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

秋田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

上水道

本市では、雄物川の表流水や地下水を上水道の水源としており、浄水場でつくられた水は配水場に一度蓄えられた後に、配水管を経由して、市内一円に供給されている。

下水道

本市の生活排水処理は、県が整備した秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター、湖沼など特定の環境を保全するための2か所の浄化センター、農村地域に整備した20か所の農業集落排水処理施設、および集合処理効率の上がらない地域に整備した浄化槽で行っている。

【秋田市公共施設等総合管理計画より】

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進

(1) 現況と問題点

ア 地域福祉

従来の伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域の住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会は変容しつつあります。そして、少子高齢社会の到来、成長型社会の終焉、産業の空洞化、近年の深刻な経済不況がこれに追い打ちをかけています。このため、高齢者や障がい者など、生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況に置かれています。また、青少年や中高年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺や家庭内暴力、虐待、ひきこもり、閉じこもり、孤独死などが新しい社会問題となっています。

これらのことから、様々な人々が交流し、相互に支えあい、助けあう地域づくり対策が極めて重要となっており、さらに住民の自主的な地域活動の意義もますます大きくなってきています。

イ 高齢者福祉

高齢化の急速な進行に伴い、高齢者世帯、ひとり暮らし・寝たきり者および認知症高齢者等援護を必要とする人々の増加が予想されます。

国は老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年度から介護保険制度を実施し、この制度の導入により利用者の選択により各種介護サービスが総合的に利用できる仕組みになりました。介護を要する高齢者は今後も増え続け、介護期間も長期化、症状も重度化すると予想されることから、今後も引き続きサービスの質の向上と実情に応じた介護サービスの基盤整備が求められています。

さらに、家族の介護負担の軽減と高齢者の多様なニーズに対応できる在宅福祉対策、施設福祉対策の充実を図るとともに、社会活動への参加が可能と思われる高齢者に対しては、生きがいつくりや健康づくり対策を進めていく必要があります。

ウ 障がい者福祉

障がい者については、障がいの重度化や障がい者の高齢化、さらには障がいの重複化等の傾向が顕著になってきています。それに伴い、障がい者を取り巻く問題も多様化してきました。

これらのことに対応し、ノーマライゼーションの理念に照らしつつ、「秋田市障がい者プラン」の着実な推進を図りながら、当事者が可能な限り家庭や地域の中で自立した生活を送ることができる地域社会をつくるため、居宅サービスや施設の充実が必要となっています。

エ 子育て環境の確保

住民と行政が協働で子育てを行うという基本認識のもと、「秋田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関連施策を進める必要があります。

社会環境・家庭環境の変化等により、多様化する保育ニーズに応えるため、保育サービスの拡充や保育環境の向上、待機児童の解消が課題となります。

また、市民協働で、地域の子育てを支えあう体制を強化するほか、子育てに伴う経済的支援やひとり親家庭の自立促進のための対策を進めることも必要となります。

オ 地域保健

平均寿命の著しい伸長に見られるように、近年の健康水準の向上はめざましいものがあります。一方において、人口の高齢化、社会生活環境の急激な変化等に伴い、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等に代表される生活習慣病の増加等が大きな問題となっています。生活習慣病はその名のとおり、日常生活のあり方と深く関連があり、その予防には生活習慣改善に対する自主的な取組が重要であることから、それに対する支援と各種健診の充実が求められています。

(2) その対策

ア 地域福祉

公的な福祉サービスの充実に加え、住民相互の交流のなかでの見守り、声かけや健康づくり、生きがいづくり活動、ボランティアによる福祉サービスの提供など、公（行政）・共（地域）・私（市民一人ひとり）の役割分担による支えあい、助けあいのもと、誰もが身近な地域で、生きがいを持って健康に暮らせる地域づくりを目指します。

(ア) 地域包括支援センターが入居している河辺総合福祉交流センターの施設整備を行い、住民全体の福祉サービスの拠点として地域福祉の充実を図ります。

(イ) 児童、生徒による福祉体験学習の推進や地域ボランティア団体の育成に努め、福祉教育の拡充を図ります。

(ウ) 健常者、障がい者ともに住み慣れた地域や家庭において自立して生活できるよう、保健・医療・福祉のなお一層の連携を図ります。

イ 高齢者福祉

行政の取組と地域社会の支えあいを連携させながら高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って健やかに生活することができるよう、身近な場所での相談体制を整備し、地域に密着したサービスの充実に努めます。

- (ア) 高齢者の自己能力に応じて、「生涯現役」として可能な限り自立できるよう支援する社会を目指し、高齢者の福祉、保健事業を推進します。
- (イ) 介護保険事業については、要支援、要介護高齢者の需要に的確に応え、質、量とも充実したサービスを提供し、本人の立場に立った事業を展開するほか、保健・医療・福祉の円滑な連携によるサービスの構築を図ります。
- (ウ) 住み慣れた家庭や地域で暮らし続けるため、地域ボランティア機能の充実と在宅福祉ネットワーク活動を支援します。
- (エ) 高齢者が持つ豊かな経験と豊富な知識を生かすため、積極的に社会参加を促進し、健康の保持増進と自らの生きがいづくりを支援するため、その機会の提供と体制を整えます。

ウ 障がい者福祉

障がい者が住み慣れた地域において、それぞれの主体性と自立性を持ち、自身の能力を十分に発揮して暮らしていけるよう、必要なサービスや支援を提供できる環境を整えます。

- (ア) 各関係機関と連携し、就労支援の推進や社会的な活動の支援を行うことにより、障がい者の社会参加の促進を図ります。
- (イ) 障がい者一人ひとりが自立し、安定した生活を送ることができるように、保健・医療・福祉サービスの基盤の整備を支援します。
- (ウ) 障がい者が地域で安心して暮らせるよう、居住の場の確保、相談支援体制や障害福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

エ 子育て環境の確保

次代を担う子どもを安心して生み、すべての子どもが等しく心身ともに健やかに育ち、子育てに誇りと喜びを感じることができるよう、地域における子育て支援や仕事と子育ての両立支援の充実に努めるなど、親と子どもが確かな絆を持って育ちあえる環境づくりを進めます。

- (ア) 多様化する保育需要に対応するため、延長保育や一時預かり等、特別保育事業の充実に努めます。
- (イ) 少子化、核家族化に伴う出産や育児不安に対し、家庭相談員等による相談を実施し、子育てに夢を持って臨めるよう、その啓発に努めます。
- (ウ) 子どもの多様な体験と親子の交流の活動拠点、さらに遊び場として児童館を開放します。

- (エ) 社会全体で子育てを支える気運を醸成するため、公共施設および商業施設における子育てにやさしい設備の設置促進を図ります。

オ 地域保健

市民一人ひとりが生活習慣を見直し健康を維持するための意識啓発を行うとともに、健康寿命を延ばす疾病予防策を進め、感染症のおそれがある疾病の発生およびまん延を予防するために予防接種を行い、市民の健康の保持・増進に努めます。また、心の健康に関する意識啓発や相談などを行い、その問題解決に向けた支援に努めます。

各医療機関では、保健・医療を取り巻く様々な課題を地域全体のものとしてとらえ、緊密な連携のもと対応する必要があります。

- (ア) 生涯を通じライフステージに合わせた健康づくりを推進するため、健康教育、健康相談を一層充実させます。
- (イ) 河辺総合福祉交流センターを核とした総合的な保健指導を実施します。
- (ウ) 各種健康診査の受診率向上に努めます。
- (エ) 各種予防接種事業を実施します。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～８年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健および 福祉の向上およ び増進	(9) その他	河辺総合福祉交流センタートイレ改修	市	
		河辺市民サービスセンター大規模改修（子育て交流ひろば）	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

秋田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

保健・福祉系施設

保健・福祉系施設は、高齢者福祉施設として、高齢者に対し、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与するほか、在宅の虚弱老人等に対し、各種通所サービスを提供することによる、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等とともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的に設置している。

また、障がい者福祉施設として、在宅の障がい者に対し、通所により各種のサービスを提供し、自立を図るとともに生きがいを高めることを目的に設置している。

市民サービスセンター

市民サービスセンターは、身近な行政サービスの身近な場所での提供、地域に密着した事業を受け持つことによる地域課題の解決および市民の自主的な地域の自治活動の促進や生涯学習の支援等を通じて、住民自治の充実を図ることを目的として設置している。

【秋田市公共施設等総合管理計画より】

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

河辺地域の医療施設については、病院・医院等が4か所開業しています。さらに、総合病院や専門医院の集積する都市部へ30分以内で到達することができます。

救急医療については、秋田市地域防災計画をもとに、一般災害時および広域大規模災害緊急時を想定した、救急医療体制の整備が必要となっています。

(2) その対策

救急医療体制の整備推進に向け、総合病院や医師会と協力体制の強化を図り、健康の保持、予防、治療・リハビリテーション、高齢者の交通手段の確保や在宅医療サービスなど、包括的な保健・医療・福祉サービス体制の充実に努めます。

また、感染症発生に備える体制の構築など、疾病予防対策を進めるほか、感染症の発生およびまん延の防止に努めます。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

高度情報化およびグローバル化の進展や少子高齢化の進行など、急激な変化を続ける現代社会において、子どもたちには、個性や能力を最大限発揮して主体的に未来を切り拓く「自立」の力と、互いに支えあい、高めあい、協働して社会を創造する「共生」の力をはぐくむことが重要となっています。

また、学校が自校の教育課題に創造的に取り組み、キャリア教育や特色ある学校づくりを実現できるように支援する必要があります。

学校施設については、耐震化が完了していますが、安全安心で快適な学校施設の整備とともに、大規模な自然災害の発生を想定した避難施設としての機能確保に取り組み、教育環境の機能向上および長寿命化を進めていく必要があります。

河辺地域では、統合による廃校や学区範囲の変更から遠距離通学の児童生徒が多く、スクールバスの運行が必須となっております。

なお、河辺小学校との統合により廃校となった旧赤平小学校は、校舎は福祉施設として、体育館等は地域利用施設として利活用されており、こうした取組を継続する必要があります。

イ 社会教育

社会経済情勢の変化や少子化の急激な進行を背景として、住民のニーズは多様化しており、生涯学習や社会教育に対する住民の期待はますます高まっています。

住民一人ひとりが豊かで生きがいのある生活を送っていくためには、乳幼児期から高齢期まで生涯を通して学び続けることが必要であることから、今後とも適正な施設管理を含め、学習内容の充実を図る必要があります。

ウ 社会体育

自由時間の拡大や、少子・高齢化などの社会環境の変化に伴い、住民の健康維持・増進、体力向上を目的としたスポーツに対する意識はますます高まり、生活の一部と言えるほど、地域スポーツ活動は年々盛んになっています。

また、河辺地域における社会体育の振興は、単に個人の体力づくりにとどまることなく、地域のコミュニティの醸成に大きな役割を果たしています。

このような状況を踏まえ、生涯スポーツ社会の実現のため、住民一人ひとりのスポーツ活動が定着化するよう、気軽に参加できるスポーツ環境の整備が一

層重要となります。

(2) その対策

ア 学校教育

- (ア) 小・中学校が、9年間の連続した学びの中で「目指す子ども像」を共有し、一貫性と発展性を考慮した学習指導や、感動を共有する小中合同の体験活動の実施など、学校の実情に応じた、小中一貫した考えに立った教育の充実に努めます。
- (イ) 学校、家庭、地域の相互の信頼関係を深め、子どもたちに共生の力をはぐくむため、「子どもが人の絆の素晴らしさを実感する学習や体験活動」「学校と家庭が協力し合う機会」「学校と地域との絆を深める機会」などの充実に努めます。
- (ウ) 人の痛みを理解し、思いやりの心をもつなど、豊かな人間性をはぐくむために道德教育の充実を図るとともに、子ども一人ひとりが主体的に取り組む学習をととして、確かな学力の育成に努めます。
- (エ) 地域の歴史や文化について理解を深める学習や、地域に貢献する人材を活用した学習などの充実を図り、郷土秋田に根ざした教育の推進に努めます。
- (オ) 子ども一人ひとりが、悩みや不安を乗り越えて自立していけるよう、保護者や関係機関と連携しながら、子どもの心に寄り添い、深く関わる生徒指導を推進するとともに、いじめ防止や不登校支援等への組織的な対応に努めます。
- (カ) 子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育を推進するため、様々な障がい等について理解を深め、全校体制でのきめ細やかな指導や支援に努めます。
- (キ) 保護者の負担軽減を図るため、児童生徒の通学に対するスクールバスの運行等の支援を実施します。
- (ク) ICT機器の活用などにより、主体的に学び、創造性を発揮する情報活用能力の伸長を図ります。
- (ケ) 学校施設については、外壁、教室、図書室、トイレおよび送油設備の改修、太陽光発電システム蓄電池の耐用年数に応じた更新を行い、教育環境の機能向上および長寿命化に向けた整備を計画的に進めます。

イ 社会教育

- (ア) ライフステージに応じた学習ニーズの把握や様々な課題に対応した学習機会の充実を図るとともに、現代的課題や課題の解決につながる学習の充実と学習成果を地域に生かす環境づくりに努めます。
- (イ) 河辺市民サービスセンターを拠点として、生涯学習を推進するとともに、

施設の機能向上および長寿命化に向け、大規模改修などの適正な施設管理を実施し、社会教育の充実を図ります。

- (ウ) 住民の学習活動を支援するため、中央図書館明德館河辺分館（河辺総合福祉交流センター内）において、的確な情報および資料を提供するなど、図書館機能を充実します。

ウ 社会体育

- (ア) それぞれのライフスタイルに対応した、市民のだれもが気軽に参加できるスポーツ教室や各種スポーツイベントを開催するほか、スポーツ推進委員など指導者の資質向上やスポーツ団体の育成強化を目的とした講習会を実施するなど、総合的なスポーツ振興の推進に努めます。
- (イ) スポーツ施設の整備拡充を進めながら、生涯スポーツ施設の管理運営の適正化に努め、引き続き、効率的な施設活用を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連 施設 校舎	河辺小学校外壁改修	市	
		河辺小学校トイレ改修	市	
		河辺小学校内部改修	市	
		河辺中学校トイレ改修	市	
		河辺中学校送油設備改修	市	
		河辺中学校太陽光発電システム蓄電池更新	市	
	(3)集会施設、体 育施設等 集会施設	河辺市民サービスセンター大規模改修（集会施設）	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

秋田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

学校教育系施設

小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的として設置している。

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的として設置している。

市民サービスセンター

市民サービスセンターは、身近な行政サービスの身近な場所での提供、地域に密着した事業を受け持つことによる地域課題の解決および市民の自主的な地域の自治活動の促進や生涯学習の支援等を通じて、住民自治の充実を図ることを目的として設置している。

【秋田市公共施設等総合管理計画より】

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

河辺地域では、北東部から南西部にかけて貫流している岩見川に沿って、大小64の集落が点在しています。その中でも地域の中心部には、特に住家が集中している比較的大きな集落が形成されています。

ほとんどの集落はおおむね道路が整備されていますが、それでも幅員がせまく曲がりくねった箇所が多い道路もあり、その整備と冬期間における交通の確保が課題となっています。

今後は、都市部と河辺地域間の交通アクセス向上や、さらなる生活環境等の整備を図る必要があります。それにより都市と農山村の住民がそれぞれの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の相互地域間交流が可能となり、地域経済の再生、活性化が期待できます。

また、河辺地域内の人口の減少、高齢化が進む中、地域活動の担い手が不足している現状にあります。

(2) その対策

ア 集落内の市道については、幹線道路へアクセスする主要な道路と災害時にいて避難路となる生活道路を整備するほか、既存舗装道の維持・補修の実施等により、適切に管理を行います。

また、冬期間の安全通行の確保のため、市民、委託業者と行政が連携し除排雪の強化に努めます。

イ 豊かな農山村集落を形成するため、生活環境の改善に努めるとともに、都市住民に対する農村からの情報発信や農村における受入体制を整備し、農村の資源を生かした都市と農村の共生・交流を促進します。

家族や地域、人の絆をはぐくみながら、それぞれが地域に関心を持ち、様々な場面に積極的に参加し、主体的に役割を担うことができる機会を提供できるよう努めます。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

芸術文化については、地域の芸術文化団体が数多く存在しており、活動内容の充実を図る必要があります。

河辺地域の指定文化財は、国指定1件、県指定2件、市指定12件となっていますが、今後も文化財として価値の高い資料の調査を進め、適切な保存に努める必要があります。また、「和田の作踊り」「赤平の鳥追い」「台の山車」など古くから伝承されている民俗行事のほか、新たな地域文化として創作された「河辺太鼓」が行われており、継承者の育成を図っていく必要があります。

(2) その対策

ア 文化財の保存と活用については、引き続き適切な公開や保存管理に努めるとともに、歴史と文化を生かしたまちづくりや、幅広い連携による文化の担い手づくりを進め、地域の郷土学習への活用を推進します。

イ 市民の文化活動や文化事業を行う環境の充実を図るとともに、施設の利活用の促進に努め、各団体の自主的な活動が次の世代へ継承されるよう、幅広い世代が地域文化に親しむことができる環境作りの支援に努め、地域の人材や文化関係団体との連携に取り組みます。

こうした取組により市民一人ひとりの心に豊かさとうるおいをもたらす社会を目指します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

日常生活や企業活動のため不可欠なエネルギー利用において、化石燃料の使用は、大気汚染や地球温暖化等の環境に深刻な影響を及ぼす原因となっており、本市においても、猛暑日の増加など地球温暖化の影響と考えられる変化が見られることから、再生可能エネルギーの導入の普及促進やライフスタイルの変革について、事業者および市民と協働して取り組んでいく必要があります。

(2) その対策

家庭や事業所、市内の様々な施設で省エネルギー化が進んでおり、二酸化炭素の排出が抑制されています。また、太陽光発電システムや風力発電システム、木質バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギーを活用することは、地域で創り、地域で使うエネルギー利用の仕組みを構築することになり、化石燃料の消費が抑制されるなど、まち全体のエネルギー利用の最適化につながります。

地球温暖化の防止と市民の環境意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムや木質ペレットを燃料とするストーブおよびボイラーの設置等について支援を行い、再生可能エネルギーの活用を促進します。

事業計画（令和３年度～令和８年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

各事業計画のうち、住民が将来にわたり、安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現を図るために、地方債を財源として行うことが必要と認められる事業について再掲しています。

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 その他	へそ公園管理棟等解体撤去事業 ①具体的な事業内容 老朽化により未利用となっており、利活用が見込めないへそ公園管理棟、炊事棟および見晴台の解体撤去を進める。 ②事業の必要性 老朽化した当該施設について、倒壊の危険性を解消するとともに、クマ被害を予防することにより、利用者が安全に安心して利用できる環境を整備する必要がある。 ③事業効果等 老朽化により利活用の見込めない施設を解体撤去し、利用者の不安を解消することは、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。	市	老朽化により利活用の見込めないへそ公園管理棟等を解体撤去することにより、利用者の不安が解消されるなど、当該施策の効果は将来に及ぶ。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持 続的発展特別 事業 防災・防犯	消防器具格納庫解体５棟 (上三内地区、東地区、新川地区、曾場台地区、戸島地区) ①具体的な事業内容 施設の統合により廃止となる格納庫５棟の解体工事を行う。 ②事業の必要性 老朽化が著しく、防災上の観点から適切に解体する必要がある。 ③事業効果等	市	老朽化した施設の統廃合により、効率的な施設運用と地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境の確保、付近の景観の保全が図られるなど、当該施策の効果は将来に及ぶ。

		老朽化した施設の統廃合により、効率的な施設運用と地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境の確保、付近の景観の保全が図られるなど、将来にわたり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
--	--	---	--	--

※へそ公園管理棟等解体撤去事業は、19ページの事業計画「2産業の振興」「(10)過疎地域持続的発展特別事業」「その他」の、消防器具格納庫解体5棟は、27ページの事業計画「5生活環境の整備」「(7)過疎地域持続的発展特別事業」「防災・防犯」の再掲です。

**秋田市過疎地域持続的発展特定市町村計画
(令和3年度～令和8年度)
(令和8年6月変更)**

秋田市市民生活部

河辺市民サービスセンター

〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2

問い合わせ 018-882-5221

ホームページ <http://www.city.akita.lg.jp>